

みんなで支えよう

犯罪被害者等支援

犯罪被害は、いつ誰に起きるかわかりません

誰もが ある日突然、犯罪被害者になる可能性があります



犯罪被害にあうと、どのような状況になるのでしょうか

犯罪被害者やその家族・遺族の方々（以下、「犯罪被害者等」といいます）は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、その後も周囲の理解不足による精神的苦痛などの二次被害に苦しめられることも少なくありません。

心身への影響

身体障害、精神的ショック、精神的後遺症、再被害の恐怖

経済的な困窮

医療費・転居費用等の支出の増加、生計維持者の喪失・失職等

精神的な苦痛

周囲の心ない言動、SNS等による誹謗中傷、過剰な取材等



犯罪被害者等が、再び平穏な生活を取り戻すためには、地域の皆さんの理解と支援が必要です。

○事業者の皆さんへのお願い

犯罪被害者等は、事件後生じる身体や心の不調を治療するための通院、さらには捜査や裁判に伴う時間的な拘束などが生じ、仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくありません。

犯罪被害等にあわれた従業員の方が仕事を続けることができるよう、次の点にご協力をお願いいたします。

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について従業員に周知し、理解を深めましょう。
- ・ 周囲の配慮に欠ける言動や誹謗中傷などによる二次被害を防ぐため、犯罪被害者等に寄り添った言動を心がけましょう。
- ・ 職務内容や勤務体制、休暇制度など職場環境の整備に特段の配慮をしましょう。

長崎市の犯罪被害者等支援について

長崎市では、令和3年4月に「長崎市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等の方々が被害から回復し、再び平穏な生活を営むことができるよう、総合相談窓口の設置、見舞金・助成金の給付、心身の被害回復・二次被害等の防止、犯罪被害者等への理解の促進などの支援に取り組んでいます。

長崎市ホームページ

長崎市の犯罪被害者等への支援はこちら



長崎市犯罪被害者等支援のための総合相談窓口

長崎市市民生活部自治振興課

電話 095-829-1211

受付時間 8：45～17：30（土日・祝日・年末年始を除く）